

# 岡崎市景観に関する市民意識調査集計結果（概要版）

## 1. 調査目的

本市は、昭和60年に「岡崎市都市景観環境条例（平成15年に「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に移行）」を施行し、昭和63年には「岡崎市都市景観環境基本計画」の策定により良好な景観づくりを進めてきましたが、景観行政を一層推進していくため、平成17年6月に全面施行された景観法に基づく新たな「景観計画」の策定等に本年より着手いたしました。

本調査は、市民の視点からみた景観の現状や景観施策に対する意識を把握し、景観計画の策定等の基礎資料とするため実施しました。

## 2. 調査概要

- (1) 調査対象 20歳以上の住民3,000名を住民基本台帳より無作為抽出
- (2) 調査期間 平成20年8月13日～10月6日
- (3) 調査方法 郵送による配布及び回収
- (4) 調査内容
  - ① 景観に対する認識
  - ② 岡崎市の景観の印象
  - ③ 魅力を感じる景観、子供たちに残しておきたい景観
  - ④ 岡崎らしいと感じる景観
  - ⑤ 地域で大切にしたい建築物や樹木
  - ⑥ 岡崎城の眺望
  - ⑦ 景観を損ねている要素
  - ⑧ 今後の景観づくり（良好な風景を守り、育て、創り出す取り組み）の方向性
  - ⑨ 景観づくりのためのルール
  - ⑩ 景観づくりを進めるうえでの市民・事業者・行政の役割

## 3. 回収結果

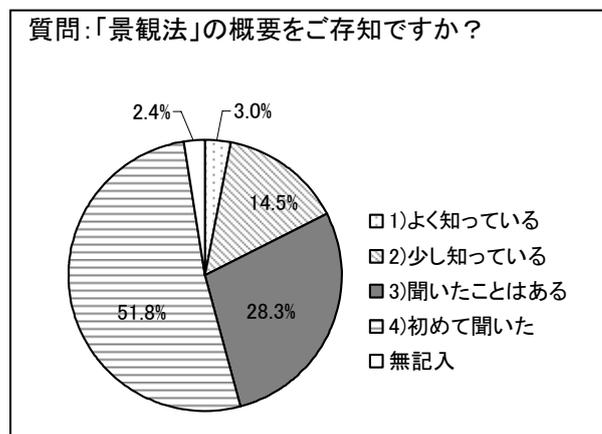
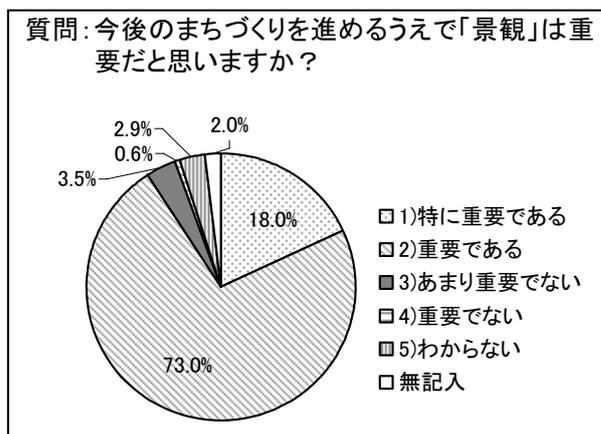
調査票の配布数及び回収結果については、以下のとおりです。

- (1) 配布数 3,000
- (2) 回収数 1,094
- (3) 回収率 36.5%

## 4. 集計結果の概要

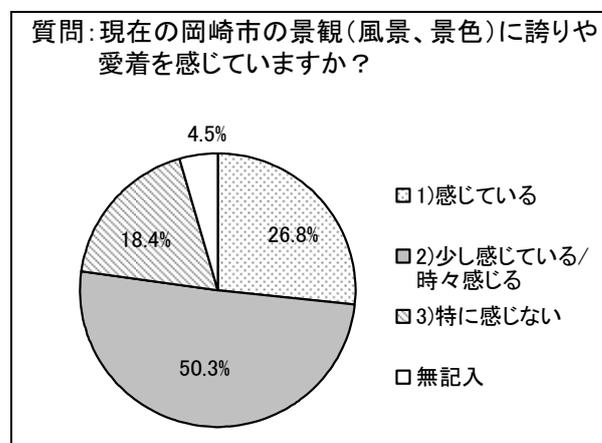
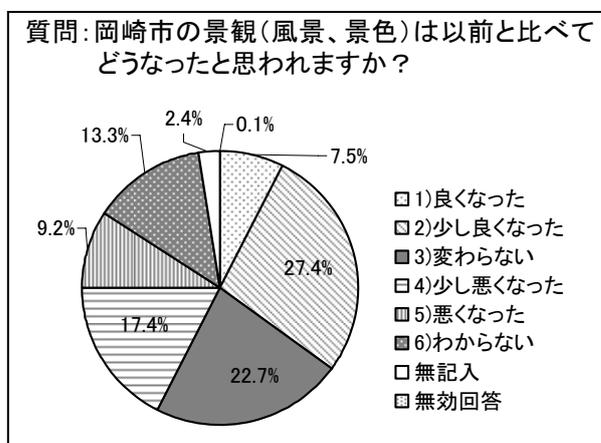
### (1) 景観に対する認識

- ・景観という言葉は広く知られており、まちづくりにおいて景観は重要であるとの認識は非常に高い結果でした。
- ・一方で、景観法はあまり知られていませんでした。



### (2) 岡崎市の景観の印象

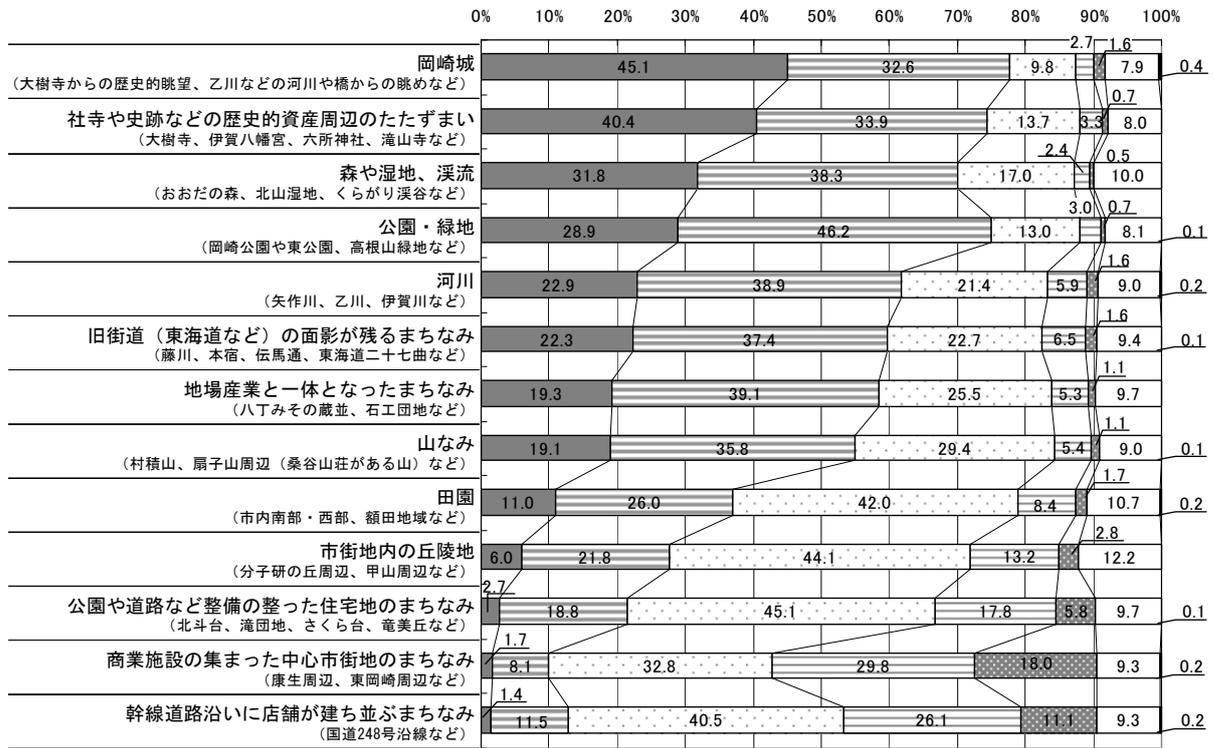
- ・景観についての関心は高いのですが、変化については、「変わらない」及び「わからない」とする声も多くありました。
- ・多くの人が岡崎市の景観に誇りや愛着を感じています。



### (3) 魅力を感じる景観、子供たちに残しておきたい景観

- ・「岡崎城」をはじめ、歴史的資産が形成する景観と、「森や湿地、溪流」、「公園・緑地」及び「河川」など水と緑の自然景観があげられています。
- ・地域によらず、歴史的資産が形成する景観に、より魅力を感じる傾向がみられますが、額田地域では「森や湿地、溪流」に最も魅力を感じるなど、地域による差異もみられます。
- ・一方で、「商業施設の集まった中心市街地のまちなみ」については、約半数が「あまり魅力的でない」及び「魅力的でない」と感じています。

質問:岡崎市の景観(風景、景色)を形成している次の項目について、どの程度魅力を感じられますか?



■ 1)とても魅力的 □ 2)やや魅力的 □ 3)どちらともいえない □ 4)あまり魅力的でない □ 5)魅力的でない □ 無記入 ■ 無効回答

#### (4) 岡崎らしいと感じる景観

- ・ベスト3は次のとおりです。  
特に、「岡崎城とその周辺」については、約半数が1位にあげ、突出していました。  
1位 岡崎城とその周辺  
2位 大樹寺・ピスタライン  
3位 八丁味噌の蔵並
- ・このほか、「魅力を感じる景観、子供たちに残しておきたい景観」と同様、伊賀川及び矢作川など水と緑の自然景観並びに東海道、藤川宿及び松並木などの歴史的資産があげられています。

質問:岡崎市において最も「岡崎らしいと感じる景観(風景、景色)は何だと思えますか?(1~3位まで自由記入)

名称	回答数(人)				回答数合計	%
	1位	2位	3位	合計		
岡崎城とその周辺	608	68	30	706	64.5%	
大樹寺・ピスタライン	43	111	51	205	18.7%	
八丁味噌の蔵並	26	84	45	155	14.2%	
伊賀川	18	48	33	99	9.0%	
矢作川	11	41	30	82	7.5%	
山・川・森・平野	6	30	37	73	6.7%	
乙川(菅生川)	22	31	16	69	6.3%	
東海道・藤川宿・松並木	6	23	36	65	5.9%	
くらがり溪谷	6	22	28	56	5.1%	
東公園・南公園	4	24	23	51	4.7%	
寺・史跡	7	21	21	49	4.5%	
中央総合公園(美術博物館・恩賜池)	9	17	12	38	3.5%	
伊賀八幡宮	1	19	14	34	3.1%	
殿橋	10	8	2	20	1.8%	
滝山寺	2	7	8	17	1.6%	
六所神社	0	4	13	17	1.6%	
伝馬町・康生	3	3	8	14	1.3%	
花火・花火大会	2	6	5	13	1.2%	
桜・桜並木	0	6	7	13	1.2%	
村積山	3	8	2	13	1.2%	
地場産業(石工)	0	8	3	11	1.0%	
分子科学研究所	2	3	2	7	0.6%	
奥殿陣屋	2	4	1	7	0.6%	
額田地域	2	1	3	6	0.5%	
おおだの森	0	3	1	4	0.4%	
甲山	2	0	1	3	0.3%	

※回答数合計%は1094人に対する割合

## (5) 地域で大切にしたい建築物や樹木

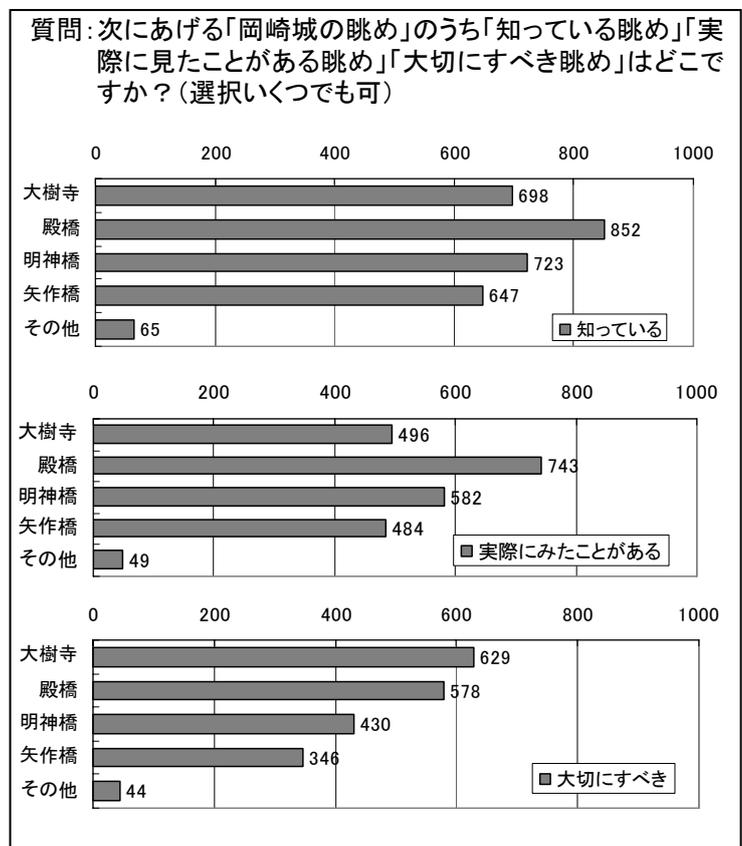
- それぞれの地域特性を踏まえた景観形成を図るうえで、重要な資産となり得る、多様な景観資産があげられています。

質問: あなたがお住まいの地域で、景観(風景、景色)上、大切にしたい、後世に残したい「建築物」や「樹木」はありますか？(5つまで自由記入) ※集計結果上位のみを記載

本庁地域	建築物 (岡崎城、伊賀八幡宮、滝山寺) 樹木 (伊賀川の桜、乙川とその桜並木、竜美のポプラ並木)
岡崎地域	建築物 (土呂八幡宮、上地八幡宮、勝曼寺) 樹木 (南公園の桜並木、福岡小学校の大松、乙川の桜並木)
大平地域	建築物 (美術博物館・恩賜池) 樹木 (本宗寺の松、美合小学校のイチヨウの木) その他 (東公園、乙川)
東部地域	建築物 (山中八幡宮、法蔵寺、藤川宿・本宿の町並み) 樹木 (山中八幡宮のクスノキ、藤川の松並木、東海道・本宿の松並木)
岩津地域	建築物 (大樹寺、岩津天満宮、奥殿陣屋) 樹木 (奥山田のしだれ桜、細川小学校のクスノキ)
矢作地域	建築物 (北野廃寺、矢作神社、中園熊野神社) 樹木 (鹿ヶ松、矢作南小学校の大松)
六ツ美地域	建築物 (犬頭神社)
額田地域	建築物 (天恩寺、万足平の猪垣、茅葺屋敷) 樹木 (寺野の大クス、切山の大スギ、夏山町根上がりの大スギ)

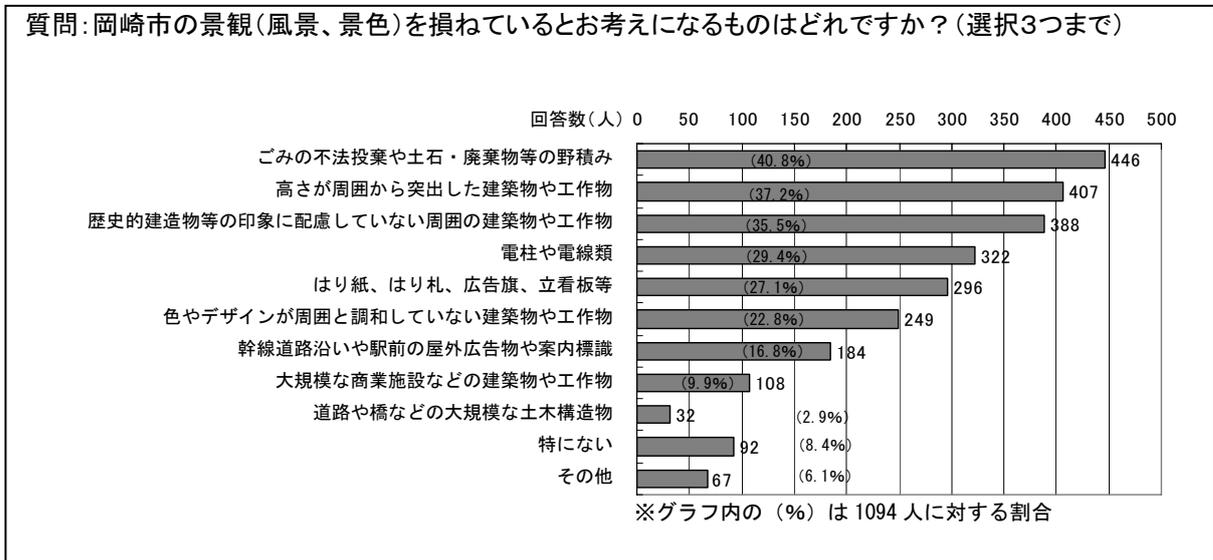
## (6) 岡崎城の眺望

- 殿橋は、最も親しまれている重要な岡崎城の視点場です。(最も知られ、実際に見られています。)
- 大樹寺から岡崎城を望む歴史的眺望(ビスタライン)は、視点場として最も大切にすべきと考えられています。
- 浮世絵にも描かれた矢作橋からの眺望は、現在は見えにくくなっているため、大切にすべきという声は多くありませんでした。



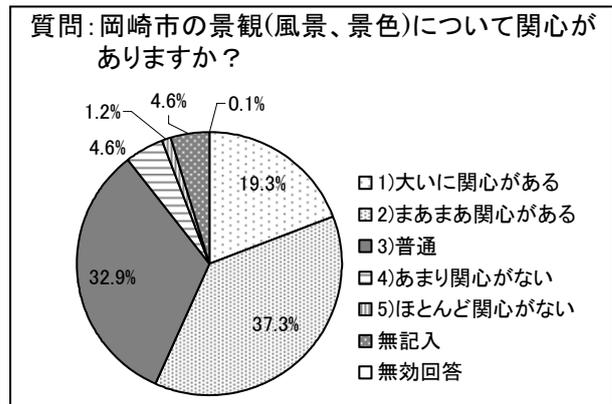
## (7) 景観を損ねている要素

- ・「ごみの不法投棄や土石・廃棄物等の野積み」が最も多く、そのほかに「高さが周囲から突出した建築物や工作物」、「歴史的建造物等の印象に配慮していない周囲の建築物や工作物」及び「電柱や電線類」などがあげられています。



## (8) 今後の景観づくり(良好な風景を守り、育て、創り出す取り組み)の方向性

- ・美化活動などの景観づくりについては、「大いに興味がある」及び「まあまあ興味がある」とする声が約半数を占めますが、「普通」の声も約3割あり、関心を持ってもらうための「きっかけ」づくりが今後の課題と言えます。

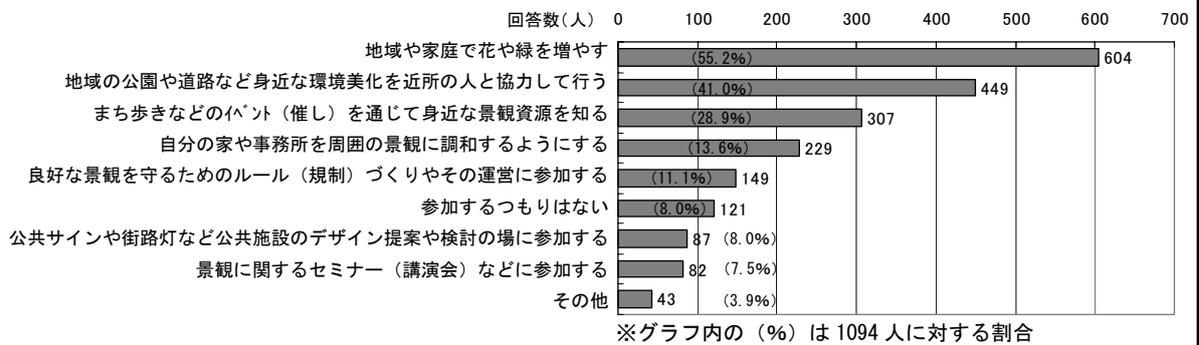


- ・参加してみたい取り組みとしては、「地域や家庭で花や緑を増やす」及び「地域の公園や道路など身近な環境美化を近所の人と協力

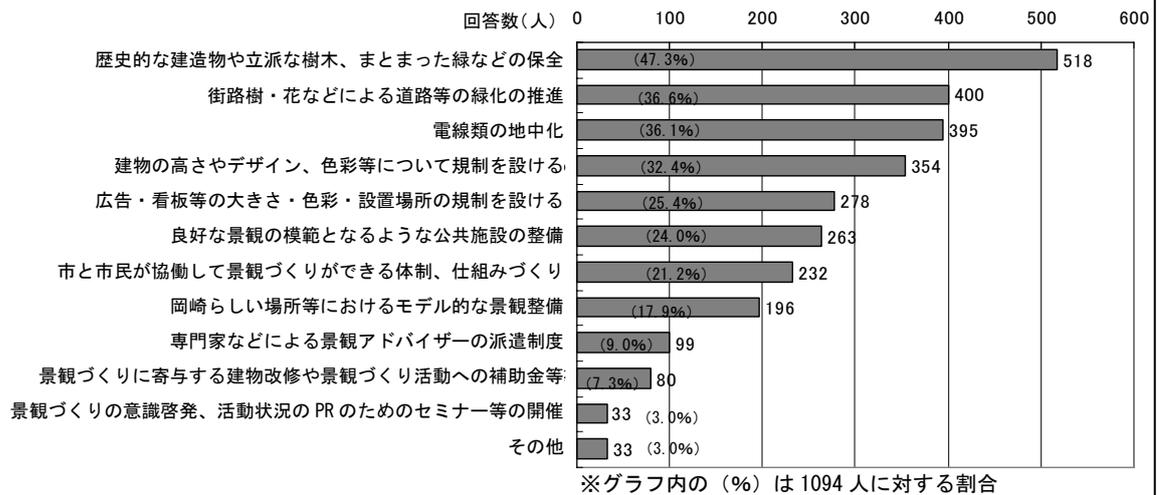
して行う」など気軽に参加できる従来型の取り組みへの参加意識が高く、「良好な景観を守るためのルールづくりやその運営に参加する」といったものよりは、まずは「まち歩きなどのイベント(催し)を通じて身近な景観資源を知る」といった声が多くありました。

- ・景観施策としては、「歴史的な建造物や立派な樹木などの保全」、「街路樹・花などによる道路等の緑化の推進」及び「電線類の地中化」とともに、「建物の高さやデザイン、色彩等について規制を設ける」などが重要との声が多くありました。
- ・景観は市民共通の財産でもあり、必要であれば景観づくりのために、景観法に基づき、「規制するのはやむをえない」とする声が約半数を占め、「積極的に規制するべきである」とあわせて約7割を占めるなど、積極的ではなくとも規制を認める声が多くありました。

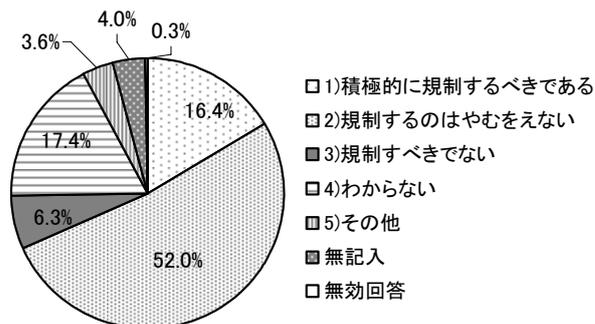
質問: 今後、参加してみたい景観づくり(良好な風景を守り、育て、創り出す取り組み)は何ですか？(選択いくつでも可)



質問: 景観づくり(良好な風景を守り、育て、創り出す取り組み)には、今後どのような施策が重要だと思いますか？(選択3つまで)

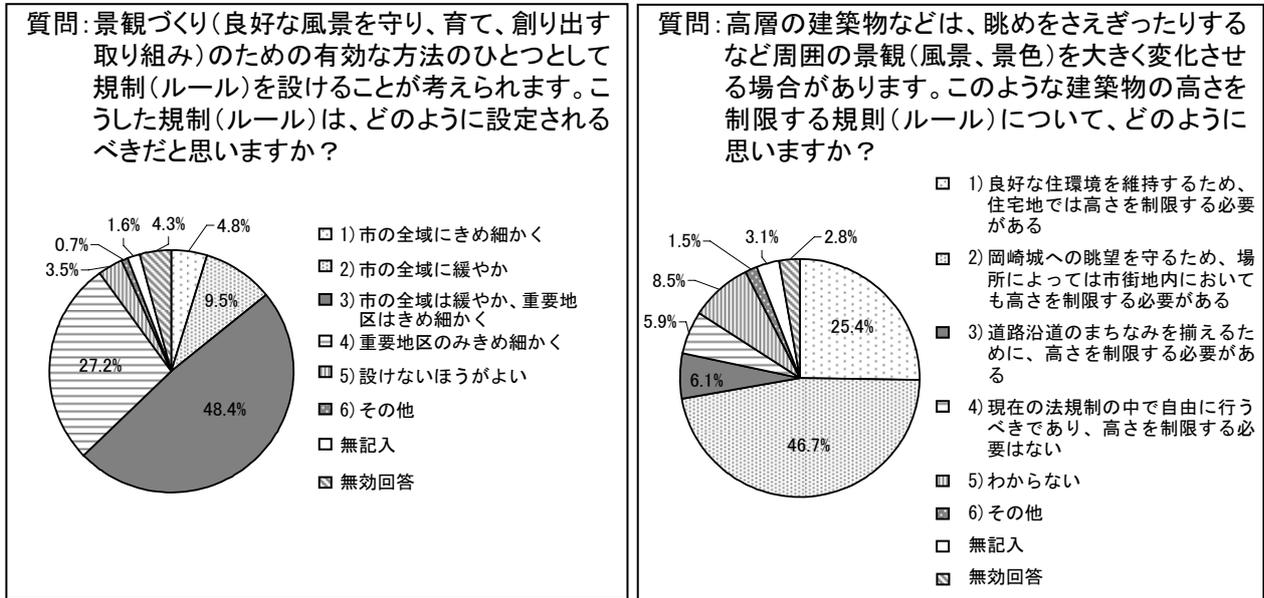


質問: 景観(風景、景色)は市民共有の財産でもあり、景観づくり(良好な風景を守り、育て、創り出す取り組み)のために、必要であれば景観法に基づく規制(ルール)を設けることも可能ですが、これについて、どのように思いますか？



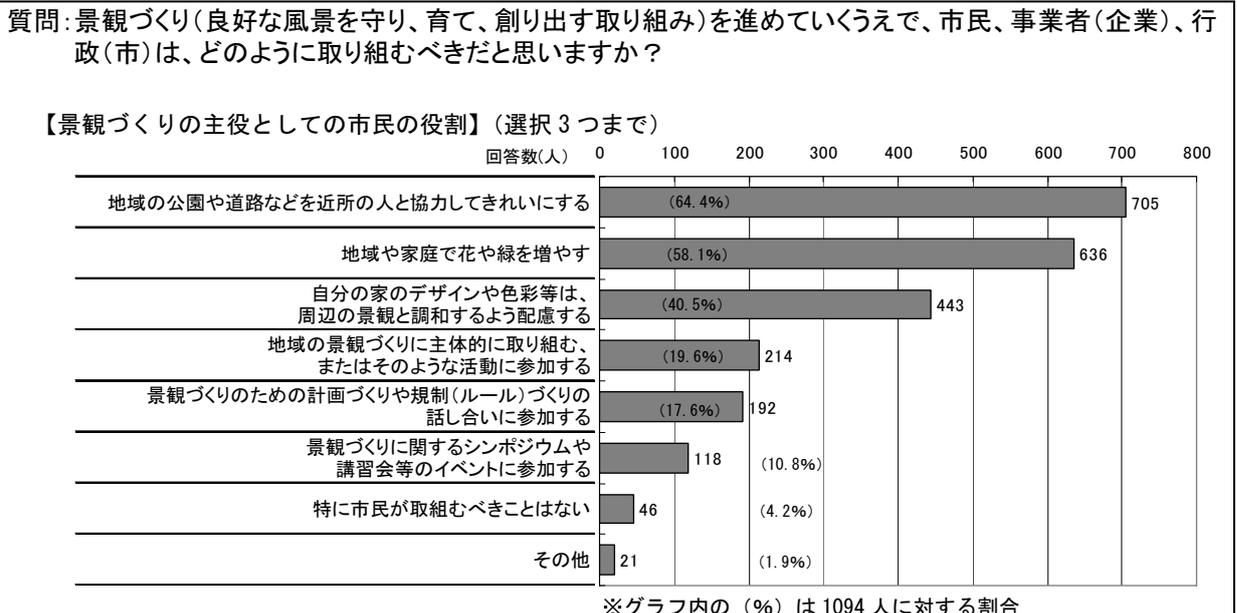
### (9) 景観づくりのためのルール

- ・景観づくりのための規制については、「市全域は緩やか、重要地区はきめ細かく」とする声が約半数を占め、「重要地区のみきめ細かく」とする声も約3割ありました。
- ・「岡崎城への眺望を守るため、場所によっては市街地内においても高さを制限する必要がある」との声が多くありました。

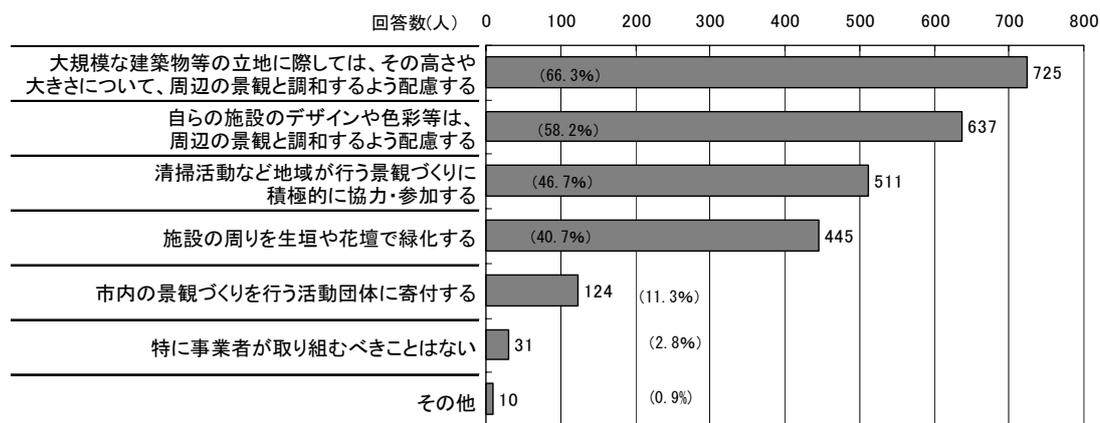


### (10) 景観づくりを進めるうえでの市民・事業者・行政の役割

- ・市民の役割としては、環境美化や緑化に取り組むべきだという認識が高い一方で、自宅のデザインや色彩等を周辺の景観に調和するという認識も高いようです。
- ・事業者の役割としては、事業に伴う大規模な建築物等の立地や自らの施設について、周辺の景観に調和するような配慮が求められています。
- ・行政の役割としては、「景観上、重要な建造物や樹木の保存と活用を図る」、「景観づくりの目標や方針を示す」及び「建築物や広告物等についてルールを定め、必要な規制・誘導を行う」といった対応が求められています。

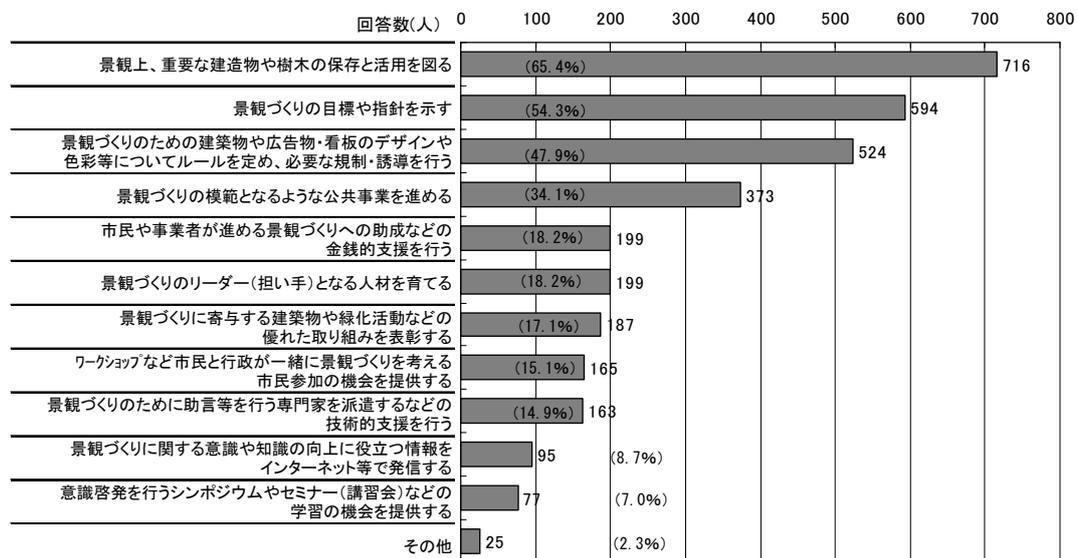


【景観づくりの協力者としての事業者の役割】（選択3つまで）



※グラフ内の(%)は1094人に対する割合

【景観づくりの総合的推進役としての行政の役割】（選択4つまで）



※グラフ内の(%)は1094人に対する割合

市民意識調査の詳細は、下記ホームページで閲覧することができます。

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka4510/keikan/ishiki000.htm>

お問い合わせ先 岡崎市都市整備部都市計画課 TEL 0564-23-6522